

船舶事故調査報告書

令和7年7月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和6年5月1日 05時30分ごろ
発生場所	青森県外ヶ浜町平館漁港南南東方沖 平館港東防波堤灯台から真方位155° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯41°08.4′ 東経140°39.2′）
事故の概要	漁船八龍丸は、定置網を揚げる作業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和6年5月13日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 八龍丸、4.6トン
船舶番号、船舶所有者等	AM3-35223（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 乗組員A、操縦免許 なし
負傷者	軽傷 1人（乗組員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び乗組員Aほか2人が乗り組み、定置網を取り替える目的で青森県外ヶ浜町の係留場所を出航した。</p> <p>船長及び乗組員は、定置網に到着後、‘直径約21mmの数種類のナイロン製ロープや浮き球で構成される定置網の型枠’（以下「型枠」という。）のロープを本船の船縁付近に引き寄せて、‘網を型枠のロープに固定しているロープ’（以下「桁のロープ」という。）を定置網から外す作業を始めた。</p> <p>乗組員Aは、‘操舵室前方の左舷寄りに設置した電動縦型ドラム’（以下「電動ドラム」という。）を回転させ、‘型枠のロープを引き寄せるロープ（ナイロン製、直径約15mm）’（以下「引き寄せ索」という。）の巻揚げを始めたところ、本船の船縁に取り付けられた金具と‘滑車を係止しているロープ（ナイロン製、直径約13mm）’（以下「本件ロープ」という。）が破断し、滑車（ステンレス製、重量約2.2kg）が乗組員Aの臀部に当たり負傷した。</p> <p>船長は、本件ロープが破断したことに気付いて、電動ドラムを停止し、定置網を取り替える作業を取りやめ、係留場所に帰航後、119番通報を行った。</p> <p>乗組員Aは、救急車で青森市内の病院に搬送され、臀部打撲と診断された後、帰宅した。</p> <p>（付図1 事故発生状況図 参照）</p>

	<p>船長及び乗組員Aは、定置網漁の経験が約33年あった。</p> <p>船長は、電動ドラムから約3mを危険範囲として考えていた。</p> <p>乗組員Aは、定置網の型枠のロープを引き寄せ索で電動ドラムにより巻揚げ作業を行う際、ふだんから‘滑車を係止していた本件ロープが破断した場合の危険範囲’（以下「危険範囲」という。）内に入って作業していた。</p> <p>船長は、定置網の型枠のロープを引き寄せ索で電動ドラムにより巻揚げ作業を行う際、危険範囲内に立ち入らないよう乗組員に対し指示していなかった。</p> <p>船長は、本件ロープを約2年前に交換した後、本事故当時、本件ロープが劣化していたが、本件ロープの摩耗等の劣化状態を点検していなかった。</p> <p>船長及び乗組員は、上下の合羽^{かっぱ}の上に救命胴衣及びゴム手袋を着用し、ゴム長靴を履いていた。</p>
<p>分析</p>	<p>乗組員Aは、定置網の型枠のロープを引き寄せ索で電動ドラムにより巻揚げ作業中、ふだんから滑車を係止していた本件ロープが破断した場合の危険範囲内に入って作業していたことから、本件ロープが破断した際、滑車が乗組員Aの臀部に当たり、負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、乗組員Aがふだんから危険範囲内に立ち入って作業を行っており、危険範囲内に立ち入らないよう乗組員Aに指示していなかったことから、乗組員Aが危険範囲内に立ち入って作業していたものと考えられる。</p> <p>船長は、本件ロープを約2年前に交換した後、本件ロープの摩耗等の状態を点検していなかったことから、劣化していたことに気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本件ロープが約2年前に交換されて以降に摩耗の程度等が点検されていない状況下、乗組員Aが、定置網の型枠のロープを引き寄せ索で電動ドラムにより巻揚げ作業中、本件ロープが破断した場合の危険範囲内に入っていたため、本件ロープが破断した際、滑車が乗組員Aの臀部に当たったことにより発生したものと考えられる。</p> <p>乗組員Aが危険範囲に入ったことについては、船長が危険範囲内に立ち入らないよう指示していなかったことによるものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船の乗組員は、電動ドラムにより巻揚げ作業を行う場合、緊張するロープが切断した場合に、負傷する可能性のある危険範囲内に立ち入らないこと。また、漁船の船長は、危険範囲に入らないよう適時適切に他の乗組員を指導すること。 ・ 船舶所有者は、作業の安全を図るために、想定される危険範囲を

甲板上等に表記するのが望ましい。

- ・ 船長は、甲板上の作業に係る事故及びヒヤリハット事例を乗組員と共有することによって、船内全体の安全意識を高めること。
- ・ 船長は、作業に使用するロープを含む漁具については定期的に点検し、摩耗等の劣化状態を把握するとともに、損傷がある場合は早めに交換すること。

付図1 事故発生状況図

